

困ったときの相談窓口

相談名	相談内容、受付日時・会場	問合せ先
市民相談	市政全般についての苦情、意見、生活上の問題など	生活環境課（内線 2363）
行政相談	国や北海道などの行政にかかわる要望、苦情など	
人権相談	個人間の嫌がらせなど人権にかかわる相談	
弁護士無料法律相談	生活上の法律にかかわる相談ごと（予約が必要） 日程／毎月第1・4火曜日は13：00～16：00〈市民会館〉 毎月第3火曜日、17：00～20：00〈市民会館〉	社会福祉協議会（☎ 33-9436）
	生活上の法律にかかわる相談ごと（予約が必要） 日程／毎月第3木曜日、9：30～10：50〈福祉会館〉	
行政書士法務相談	日程／毎月第4木曜日、15：00～17：00〈福祉会館〉 予約が必要	恵庭消費者協会（☎ 32-8191） 生活環境課（内線 2363）
心配ごと相談	生活上のいろいろな相談 日程／毎月第2木曜日、13：00～16：00	
消費生活相談	悪質商法の対処やクーリング・オフの方法などの相談など 日程／毎週月～金曜日、10：00～17：00 ※受付は16：45まで。祝日、年末年始を除く 会場／恵庭消費者協会（黄金南 1-3-10）	障がい福祉課（内線 1215、1216） 障がい者総合支援相談センター 「e-ふらっと」（☎ 33-8222）
障がい者相談	障がいのある人やその家族の相談、各種制度・福祉サービスの情報提供など 日程／毎週月～金曜日、8：45～17：15 ※祝日、年末年始を除く 会場／障がい者総合支援相談センター「e-ふらっと」（新町 30-3）	
ひとり親相談	ひとり親・寡婦家庭の生活や自立、DV などについての心配ごと	えにわっこ応援センター （内線 1231、1232）
家庭児童相談	子育て、親子関係、虐待など児童についての心配ごと	
発達相談（18歳まで）	主に乳幼児の運動、理解、ことばなどの心配やかかわり方など 受付／電話で受け付けし、相談日を決定	子ども発達支援センター （☎ 33-3382）
小児神経医による発達相談	子どもの発達や成長について心配や不安なこと 受付／電話での予約受付	
子どもの健康・育児電話相談	乳幼児の発育、育児、離乳食などの相談	えにわっこ応援センター （内線 1255）
子育てに関する相談	子育て全般の相談、子どもが参加できるイベントや託児施設など、子ども・子育て 情報の問い合わせ 日程／毎週月～金曜日、9：00～17：00 ※祝日、年末年始を除く	子育て支援センター はくよう（☎ 33-0037） しままつ（☎ 080-8297-5101） かしわ（☎ 080-8292-2709） めぐみの（☎ 37-6020） こがね（☎ 080-8296-1308） えにわ（☎ 080-8295-6547）
	生活や労働、仕事の悩みについての相談など	地域職業相談室 恵庭市労働相談コーナー （☎ 33-3131 内線 3339）
求職・労働相談	ハローワークによる仕事の相談、紹介など	地域職業相談室 ジョブガイドENIWA（☎ 35-3100）
起業・事業承継相談	中小企業診断士への起業や事業承継についての相談	商工労働課（内線 3331、3332）
いじめ、不登校などに 関する相談	「スクールソーシャルワーカー（SSW）」が、いじめ、不登校など学校での困りごと を抱えている子どもと家族からの相談に応じます 日程／毎週月～金曜日、8：45～16：45 ※祝日、年末年始を除く	SSW 直通 （☎ 090-1649-5056） 教育支援課（内線 1633）
家庭生活相談	家庭生活全般にかかわる相談 日程／毎週月～土曜日、10：00～12：00、13：00～16：00 ※祝日、年末年始を除く	北海道家庭生活総合カウンセリ ングセンター（☎ 011-232-1956）
ひきこもりの相談	ひきこもりに悩む本人や家族からの相談 日程／毎週月～金曜日、8：45～17：15 ※祝日、年末年始を除く	保健課（☎ 25-5700）
犯罪被害者相談	犯罪被害者とその遺族の方々に対して、カウンセリングを行い、悩みやこころのケアなど の心理的な支援と、被害の軽減と自分自身で生活を取り戻すための支援についての相談 日程／毎週月～金曜日、10：00～16：00 ※祝日、年末年始を除く	北海道家庭生活総合カウンセリ ングセンター（☎ 011-232-8740）
差別・虐待・人権相談	日程／毎週月～金曜日、8：30～17：15 ※祝日、年末年始を除く	みんなの人権 110 番 （☎ 0570-003-110）
	緊急の場合	千歳警察署 ※緊急の場合 （☎ 42-0110）
	緊急の場合	北海道警察本部相談センター （☎ 011-241-9110）
	配偶者およびパートナーなどからの暴力に関する相談窓口 日程／毎週月～金曜日、8：45～17：15 ※祝日、年末年始を除く	えにわっこ応援センター （内線 1231）
	女性対象窓口 日程／毎週月～金曜日、9：00～17：00 ※祝日、年末年始を除く 配偶者などからの暴力（DV）に係る電話相談は、下記の時間にも受け付けています 日程／毎週月～金曜日、17：30～20：00 ※祝日、年末年始を除く 毎週土・日曜日、祝日、9：00～17：00 ※年末年始を除く	北海道立女性相談援助セン ター（☎ 011-666-9955）
	女性対象窓口 日程／毎週月～金曜日、8：30～17：15 ※祝日、年末年始を除く	女性の人権ホットライン （☎ 0570-070-810）

相談名	相談内容、受付日時・会場	問合せ先
女性の健康相談ダイヤル	妊娠、出産、思春期の性感染症、更年期などについての相談 日程／毎週月～金曜日、8:45～17:30 ※祝日、年末年始を除く	千歳保健所（☎ 23-3175）
高齢者介護・福祉等相談	高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしい生活が続けられるように、介護に関する悩みや心配事の相談や心身の状況に合わせた総合的なサービスの相談 日程／毎週月～金曜日、8:30～17:30 ※祝日、年末年始を除く ※たよれーるきたは9:00～18:00、たよれーる中島・恵み野は8:25～17:00で祝日、年末年始を除く	たよれーるひがし（☎ 29-5541） たよれーるみなみ（☎ 34-8467） たよれーるきた（☎ 25-3100） たよれーる中島・恵み野（☎ 36-0036）
介護・福祉に関する相談	介護保険の認定申請、各種保険サービスの利用、保険料、在宅介護などの介護や福祉に関する相談 日程／毎週月～金曜日、8:45～17:15 ※祝日、年末年始を除く	介護福祉課 （☎ 33-3131 内線 1221～1229）
認知症高齢者 悩みごと電話相談	毎月の相談日など、詳しくは問い合わせください	障害老人と共に歩む会 （☎ 32-0007）
配偶者およびパートナー からの性暴力に関する相談	配偶者およびパートナーからの性暴力に関する相談	北海道家庭生活総合カウンセ リングセンター性暴力専用ダ イヤル（☎ 011-211-8286）
職場問題に関する相談	職場での問題についての相談	・北海道労働局札幌総合労働相 談コーナー（☎ 011-707-2700） ・北海道労働相談ホットライン （☎ 0120-81-6105） ・札幌東労働基準監督署 （☎ 011-894-2821） ・北海道労働局本庁舎 （☎ 011-709-2311）

ペットについて

問合せ先
脱炭素推進課（内線 1143）

犬を登録したい

生後 90 日を経過した犬は登録をする義務があります。登録は、生涯 1 回のみで市役所または市内の動物病院で手続きをしてください。登録内容に変更が生じない限り手続きはありません。登録料金は、一頭につき 3,000 円です

狂犬病予防注射

生後 90 日を経過した犬は毎年一回注射を受けさせる義務があります。予防注射はいつでも動物病院で接種可能です

犬がいなくなった

犬が逃げ出したり、いなくなったりしたら自分で探すことは当然ですが、すぐに市役所に連絡してください。また、交番（恵庭交番 ☎ 32-2028）や千歳保健所（☎ 23-3175）に保護されている場合もありますので、交番、保健所にも連絡してください。ほかにも、交通事故や他人に迷惑をかけている場合が考えられますので、フラリといなくなっても「戻って来るだろう」ではなく、懸命に探してください

犬を飼えなくなった

事情により犬を飼えなくなった場合は、命を大切にするという意識で飼い主を探してください

猫の飼育について

- ・猫は室内で飼育してください
- ・猫を外に出している方はご近所に迷惑をかけていないか考えましょう。近所の公園や幼稚園などの砂場を糞で汚して猫が嫌われています
- ・外に出ていると交通事故やケンカ、病気をうつされる等の心配もあります
- ・飼い主の方は、隣近所の方への気配りを忘れずにマナーを守りましょう

犬や猫が死亡したとき

恵浄殿（西島松 248-1 ☎ 36-5541）で火葬することができます（有料）。死亡届は、恵浄殿に備えてありますので提出してください

珍しい動物を飼いたい

- ・珍しい動物の場合には飼育方法が十分にわかっていないことがありますので、飼う前に十分に調べて適切に飼育できるか考えましょう
- ・成長すると気が荒くなる動物や人に馴れない動物あるいは想像以上に大きくなる動物もあります。飼育できなくなっても引き取る所はありませんので最後まで飼育してください
- ・動物の種類によっては知事に届出などが必要になる場合もあります。詳しいことは石狩振興局（動物管理 ☎ 011-204-5825）に問い合わせください

ごみ・リサイクル

ごみの出し方、分け方は市町村によってルールが違います。恵庭市のごみ・リサイクル収集に関して、詳しくは「ごみ分別事典」や、「ごみ・リサイクル収集カレンダー」、「ごみ分別事典検索ウェブサイト（ごみサク）」でご確認ください。窓口は廃棄物管理課（内線 1131、1133、1139、1144）です。

ごみと資源物の出し方

ごみや資源物は収集日の朝 8 時 30 分までに、道路沿いの決まった場所に出してください

有料指定ごみ袋で出す場合

入れたものが出ないように、持ち手、ベロ口部をそれぞれしっかり結んで出してください。



注意！

右図のように出した場合は収集しません



袋いっぱいに入れ結ばない

入れたものが袋から出ている
〔燃やせないごみ 40ℓ袋の長ものを除く〕



袋が破れて中身が出ている

テープ等で口部を閉じる



テープで補修してください

シールを貼られた場合

分別しなおした後、シールをはがすか、×印を書き、次回の収集日に出してください。



分別しなおして



有料指定ごみ袋は、市内のスーパー、コンビニ、ドラッグストア等で販売しています。（手数料は、1 リットルあたり生ごみ 2 円、燃やせるごみ 3 円、燃やせないごみ 4 円となっています。）

資源物を出す場合

資源物は中身の見える透明または半透明の袋に入れて出してください
汚れた資源物は洗って汚れを落としてから出してください



粗大ごみは事前の申し込みが必要です！

粗大ごみコールセンターに電話で申し込みをしてください

粗大ごみコールセンター ☎ 29-7440

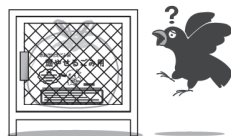
受付時間

月曜日～金曜日 9:00～17:00（土・日・祝日・12月29日～1月3日除く）

- 収集日は予約状況に応じて複数の候補日をご案内します。
- 収集に日数がかかる場合がありますので、余裕を持って申し込みください。
- ※電話の前にごみの大きさ、出す場所などを確認ください。

ごみの飛散防止にご協力ください

ごみや資源物を出す時には袋が飛ばないように専用ボックスなどを使ってください



ごみ専用ボックスは市内金物店やホームセンターで販売しています

※ごみ専用ボックスなどを使用する場合は、「おもり」を置くなどして、ごみやボックスなどが飛ばないようにご注意ください

ごみの分別については、「ごみ分別事典」をご覧ください。ごみ分別事典検索ウェブサイト「ごみサク」または、恵庭市公式 LINE「ごみ分別回答」で検索してください。ごみの収集日については「ごみ・リサイクル収集カレンダー」をご覧ください。

●配布場所

- ・廃棄物管理課（市役所①、②番窓口）
- ・島松支所、恵み野出張所

※「ごみ・リサイクル収集カレンダー」も恵庭市公式 LINE で確認可能です。その他の便利機能で、「ごみの収集日の通知設定」や「収集漏れの連絡」などができます。ぜひ恵庭市公式 LINE の登録をお願いします！



水道について

私たちが毎日使っている水。湯水や水の汚濁などで、大都市などでは、ミネラルウォーターが家庭に普及しています。蛇口をひねると水が出る。こんな当たり前のことも、今や貴重でぜいたくなことになりつつあります。

経営管理課 (内線 5841)
(FAX 33-3167)

こんなときには、事前に届け出を

- ・水道の使用を始めるとき ・引っ越すとき
- ・長時間水道を使わないとき
- ・使用者または所有者の名義が変わるとき
- ・用途を変更したとき、など

- ※ 1. 連絡は電話で結構です
- ※ 2. 「今すぐ水を出してほしい」というお電話がありますが、休日や他の作業などですぐに伺えないこともあります。こうしたことを避けるためにも、使用予定の2・3日前までに届け出ください

- ※ 3. 住居を変更しても、この届け出は必要です
- ※ 4. 開始・廃止の手続きはインターネットからも可能です



水道メーターの検針

- ・検針は2カ月に1回、委託検針員がメーターを検針します
- ・「水道使用量等のお知らせ」を、検針の際に置いていきます。ご確認ください
- ・使用量に異常がある場合は、漏水なども考えられますので早めにご連絡ください

水道料金の支払い方法

- ・水道料金の支払いには、次の2通りの方法があります
 - ・口座振替の場合…●納入期限が来ると、預金口座から自動的に引き落とされます
 - 口座振替の内容は、『口座振替済通知書』（検針の際に配布される『水道使用量等のお知らせ』の下欄にあります）を確認ください
 - ・直接納入の場合…●郵送される『水道料金等納入通知書（圧着ハガキタイプ）』により、近くの金融機関窓口または郵便局窓口、納入通知書に記載しているコンビニエンスストアでお支払いください ※北海道外の郵便局、郵便局ATMでは納付できません。また、令和2年4月1日よりバーコード決済の運用が開始となりましたので、納入通知書に記載されているバーコードを各種アプリで読み取り、お支払いいただくことも可能です ※詳しくは、恵庭市水道・下水道専用ホームページをご覧ください
- ・水道料金など（下水道使用料含む）は、2カ月ごとに納めることになります
- ・納入期限は、検針の翌月26日です ※土・日曜日、祝日の場合は翌営業日

口座振替の申し込み

- ・水道料金の支払いは、口座振替が便利です
- ・申込方法／右表の金融機関等に、以下のものを持参し、申し込みください
 - 預金通帳とその印鑑
- ・水道部の口座依頼書に記入していただければ、手続きを代行します
- ・以下の場合は、忘れずに口座振替の解約手続きを行ってください
 - ①引っ越しで、水道の使用をやめるとき
 - ②金融機関を変更するとき

金融機関等

- ・北洋銀行 (本・支店)
- ・北海道銀行 (本・支店)
- ・北海道信用金庫 (本・支店)
- ・北央信用組合 (本・支店)
- ・北海道労働金庫 (本・支店)
- ・道央農協 (本・支店)
- ・ゆうちょ銀行 (全国の直営店)

水道料金の計算

- ・水道料金は、使用水量、用途（家事用、家事用以外、浴場用）に応じてそれぞれ決まっています
- ・公共下水道を利用している場合は、水道使用水量に応じて下水道使用料も負担していただきます

■各料金表（平成26年4月1日から）

●水道料金（1カ月・税抜き）

用途	区分	基本水量	基本料金	超過水量 1m ³ につき
家事用 家事用以外	家事用	8m ³ まで	1,190円	213円
	Φ13		1,904円	
	Φ20～25		4,285円	
	Φ30～40	10m ³ まで	6,380円	298円
	Φ50～75		10,857円	
	Φ100～		21,714円	
公衆浴場用	100m ³ まで		10,476円	123円

●下水道使用料（1カ月・税抜き）

用途	区分	基本汚水量	基本料金	超過汚水量 1m ³ につき
家事用汚水	8m ³ まで		885円	108円
業務用汚水			1,209円	150円
公衆浴場の汚水	汚水量1m ³ につき		12円	

■水道料金等の計算方法

右の「水道使用量等のお知らせ」を例に水道料金と下水道使用料を計算してみましょう

【例】用途／家事用（家庭一般）
口径／13mm
使用水量／17m³

水道料金
基本水量分 超過水量分 消費税（10%の場合）
{1,190円×2か月+213円×(17-8×2)}×1.10=2,852円
(1円未満切り捨て)
1カ月あたり 基本水量2カ月

下水道使用料
基本汚水量分 超過汚水量分 消費税（10%の場合）
{885円×2か月+108円×(17-8×2)}×1.10=2,065円
(1円未満切り捨て)

水道使用量等のお知らせ			
いつもご利用いただきましてありがとうございます。			
検 針 日	お客さま番号		
4 年 月 日			
様			
使用期間	年 月 日～	年 月 日	
メーター番号	3	4	
口 径	mm	用 途	
今回指針	m ³	前回指針	m ³
旧メーター水量	m ³	今回使用水量	m ³
区分	今回の水量	今回の金額	
水道料金 (10%対象)	m ³	円	
下水道使用料 (10%対象)	m ³	円	
請求予定金額	円		
*印は検針ができない時の認定水量です。 認定理由[] 検針員[]			
口座振替済通知書（前回分）			
振替月分	振替日	使用水量	
年 月～	年 月 日	m ³	
水道料金(10%対象)	円	下水道使用料(10%対象)	円
(1.3%消費税)	3 円	(内消費税)	円
合計金額	円		
上記のとおりご指定口座より振替させていただきます。 恵庭市公営企業 恵庭市長 恵庭市水道事業会計 T7800020001980 恵庭市下水道事業会計 T9800020001979			

※上下水道料金の総額表示については、恵庭市水道・下水道専用ホームページの料金早見表をご覧ください

一工夫で節水対策

- ・シャワーの出しっぱなしはしない
- ・洗濯物は、まとめて洗いを心がける
- ・食器洗いは、溜めてすすぐ
- ・節水型の機器を使う
- ・お風呂の残り湯を有効活用する

こんなときは漏水、早めに修理を

次のようなときは、故障（漏水など）です。そのまま放置しておく、メーターの数字がどんどん上がります。早めに指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。

- ①水を使っていないのに、水抜栓や蛇口からシューシュー音がする
- ②全部の蛇口を閉めても、水道メーターの数字が動く
- ③蛇口を閉めても水が止まらない
- ④水の出が悪い

公道に埋められた配水管は水道事業者が管理しています。この配水管から分かれ、みなさんの宅地や屋内に引かれる給水施設はみなさんの所有物です。

給水施設の新設、改造、修理、撤去は所有者の皆さんの負担で行うことになります

給水施設の工事は、市が指定した給水装置工事業者以外ではできません。指定の事業者に申し込みください

工事費用は、使う材料や、水道管の太さなどによって違います。指定給水装置工事業者に問い合わせください

●市指定給水装置工事業者（恵庭市内の指定事業者／令和6年4月26日現在）

指定業者名	住所地	電話番号
坂口水道設備株式会社	漁町 107	34-1131
株式会社けいしん水道設備	北柏木町 3-169-3	32-2721
株式会社島田工業	戸磯 536-11	33-1177
尾崎設備工業株式会社	駒場町 6-1-3	32-4477
有限会社システム・ライフ	島松本町 3-8-8	090-8899-4867
有限会社アサノ設備工業	北柏木町 3-74-2	33-2249
株式会社三共水道設備恵庭支店	住吉町 1-4-8	21-9980
ほくろ星人	和光町 5-5-4	34-8157
酒井 太郎（酒井設備）	黄金北 3-3-1	090-1644-6754
本多技建工業株式会社	有明町 1-3-1	32-2757
水野工業	島松本町 3-2-11	29-3533
薄井 藤悟（ARMエンジニア）	黄金南 4-16-14	090-1309-1683
市川 滋（Mizu・Life）	恵央町 13-6	34-7743

※市外事業者は、現在 132 社指定しています。詳しくは問い合わせください

生活雑排水を減らして環境保全

- ・天ぷらなどに使った油や生ごみを、そのまま流さない
- ・食器や鍋などの油汚れは、紙でふき取ってから洗う
- ・台所洗剤は、薄めて使う
- ・洗濯は、せっけんや無リン洗剤を、必要な量だけ使う

問合せ先

恵庭市水道部
京町 85-2
(☎ 33-3131)

水道お客様センター（直通ダイヤル☎ 33-3166）

●料金の内容、転入・転出など……………料金担当（内線 5843、5846、5880）

●料金の支払い、口座振替手続きなど……………収納担当（内線 5844、5845、5847、5848）

水道部経営管理課

●水道事業の庶務、予算、決算など……………（内線 5841）

水道部上水道課

●上水道事業の計画、本管工事、給・排水工事、漏水・修理など……………（内線 5851 ～ 5856）

水道部下水道課

●下水道事業の（整備）計画、本管工事、維持管理など……………（内線 5861、5863 ～ 5865）

住宅・土地・道路

住宅

■市営住宅

市営住宅は、低所得で住宅に困窮している市民を対象に、市が供給する賃貸住宅です。募集時には「広報えにわ」および市ホームページでお知らせします

【恵庭市にある市営住宅】

柏陽団地、恵央団地、桜町団地、旭団地、若草団地、有明団地、寿第1団地、寿第2団地、寿第3団地、恵み野南団地、福住団地

※現在、募集をしていない市営住宅も一部あります

【問合せ先】市営住宅課（内線2541～2543）

■新築・増築の手続き

市内で建築物の新築・増改築などを行うときは、「建築確認申請書」と「完了検査申請書」の提出が必要です。市役所窓口で随時受け付けを行っていますので、詳しくは問い合わせください

【問合せ先】まちづくり推進課（内線2531・2532）

■住居表示の手続き

●建築物の新築届出書（住居表示の届出）

住居表示実施地区内に建物を新築・建替えした時は、住居表示の届け出をしてください。この手続きを済ませないと住所が決まらず、住民登録、印鑑登録ができなくなることがあります。手続きが終わると、新しい住所の設定通知書と町名板・住居番号板を交付します。届け出に必要なものは以下のとおりです

1. 建物の配置図（建築確認申請書副本の配置図など）
2. 付近見取図
3. 地積測量図（建築の際に分合筆をおこなった場合）
4. 部屋番号リスト（集合住宅の場合）

※印鑑、委任状、手数料は不要です

※届出が必要な地区

相生町1～4丁目、有明町1～6丁目、大町1～4丁目、柏木町1～5丁目、北柏木町1～2丁目、駒場町1～6丁目、幸町1～4丁目、桜町1～4丁目、島松旭町1～4丁目、島松仲町1～3丁目、島松東町1～4丁目、島松本町1～4丁目、白樺町1～4丁目、住吉町1～4丁目、文京町1～4丁目、美咲野1～6丁目、緑町1～2丁目、和光町1～5丁目

【問合せ先】市民課（内線1122）

■木造住宅耐震診断・耐震改修等助成

市内にある木造戸建て住宅（昭和56年5月31日以前に着手）の耐震診断、耐震改修工事および除却に掛かる費用の一部を補助する「恵庭市木造住宅耐震診断・耐震改修等補助事業」を実施しています。対象者および対象となる建築物や、補助期間、補助額、申込方法など詳しくは問い合わせください

【問合せ先】まちづくり推進課（内線2531・2532）

土地

■都市計画の証明および図面販売

都市計画の証明書および地図を販売しています。種類と金額は以下の表のとおりです

●証明書などの交付

証明書の種類	手数料
都市計画に関する証明書（用途地域・地区計画等）	400円／通
開発登録簿写し交付請求	440円／通
都市計画法適合証交付請求	4,400円／通
開発行為完了証明等手数料（旧宅造法に係る分のみ）	400円／通
土地区画整理事業完了証明	400円／通

●各種図面の販売

証明書の種類	手数料
都市計画図（縮尺1/10,000・色図）	1,100円／枚
都市計画図（縮尺1/10,000・白図）	500円／枚
都市計画図（縮尺1/25,000・色図）	1,100円／枚
都市計画図（縮尺1/25,000・白図）	500円／枚
市街地現況図（縮尺1/2,500及び・1/5,000）	500円／枚

【問合せ先】まちづくり推進課（内線2332）

■地区計画

地区計画は、地区の特性に合わせて、良好な街区としての環境整備を図るため、区画道路、小公園、広場などの配置計画や建築物の用途、高さ、壁面の位置、形態、敷地の規模など、地区のきめ細かなルールが定められており、市民参加に基づく身近な都市計画の内容になっています。本市では、現在15カ所、233.9haについて地区計画の適用を行っています

【問合せ先】まちづくり推進課（内線2331）

■都市計画法による開発行為

都市計画区域内において開発行為（市街化区域内では1,000平方メートル以上の開発面積、市街化調整区域では全て）を実施する者は、あらかじめ市長の許可を受けなければなりません

※開発行為とは「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更」をいいます

【問合せ先】まちづくり推進課（内線2332）

■土地取引の届け出

国土利用計画法により、市内で大規模な土地取引（売買や交換など）を行った場合は事後に、また、「公有地の拡大の推進に関する法律」により、一定規模以上の土地取引を行う場合は事前に届け出が必要です

【問合せ先】まちづくり推進課（内線2332）

道路

問合せ先：管理課（内線 2411 ～ 2412）

■道路上の違反行為

道路管理者（市）の許可を受けずに道路敷地内で工事を行ったり、道路敷地内の公共物（街路灯、街路樹、防護柵、電柱、交通信号機など）に無断でポスター、広告、看板等を取り付けることはできません

■道路上に伸びた樹木の剪定

樹木の枝が道路上に張り出している場合があります。このような枝葉は、交通標識を隠したり、除雪の支障となるなど、さまざまな弊害を起こします。今一度、ご自宅の樹木を点検し、剪定するなどして安全な道路環境の維持にご協力ください

■道路の損傷

市では市道の異常箇所（道路の穴、街路灯が消えているなど）について補修作業を行っています。道路の異常を見つけたときは、お手数ですがご連絡ください

■道路上の看板や日よけなどの設置

道路上に看板や日よけなどを設置する場合には許可が必要です。申請書を提出し、占用の許可を受けてください。ただし、置き看板、立て看板、商品棚、自動販売機、のぼり旗など許可にならない物件もあるので、不明な点は問い合わせください

■道路上の乗り上げブロックなどの撤去

家庭などの駐車場出入口前に、道路との段差解消のため乗り上げブロックや鉄板などが置いてあると、歩行者や自転車の通行の支障となり交通事故を引き起こす恐れがあります。また、道路排水の妨げにもなりますので、速やかに撤去されるようお願いします。このような事例が原因で事故が発生した場合には、設置した人の責任となります。段差を解消するには、申請により個人負担工事の許可を受けた上で、歩道や縁石などの切り下げ工事を行うようお願いします

■道路や歩道の工事に関する手続き

素掘側溝・U字溝は、道路に降った雨水を処理するための大切な施設です。これが埋まってしまうと、道路や宅地が雨水で溢れたり、部分的に水たまりが発生するなど、近所とのトラブルの原因にもなります。このため、住宅や車庫の建設などに伴って、出入りのための横断管設置やU字溝にフタなどをする必要があります。この他にも、縁石の切り下げや歩道へのロードヒーティング設置など、道路敷地内の工事には市への手続きが必要となります

斎場・墓地霊園

問合せ先
市民課（内線 1111 ～ 1112）

恵庭墓園の区画使用許可の申し込み方法

- 1. 受付場所 恵庭墓園管理事務所
○住所 西島松 227-3 ☎ 36-5600
○受付時間 9時～16時
- 2. 資格 3年以内にお墓として使用される人
- 3. 許可区画 1人につき1区画
(注:親子、兄弟などで隣接し使用する場合であっても、区画を併せて使用することはできません)
- 4. 手続き 必要なものは以下のとおりです
1:世帯全員の住民票(本籍および続柄の記載がされているもの)
2:使用料・管理料をご用意ください(注:一度納めた料金は返還できません)
3:使用権者本人であることを確認できる書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)

■使用許可区画と料金(第3・4墓園)

種別	面積	使用料	管理料	合計
第3墓園 自由墓所	2平方メートル	98,000円	34,600円	130,000円
第4墓園 自由墓所	4平方メートル	248,000円	69,200円	317,200円
第4墓園 自由墓所	6平方メートル	372,000円	103,800円	475,800円
第4墓園 芝生墓所	4平方メートル	378,900円	69,200円	448,100円

※墓所の承継などについては9時～16時30分の間で受け付けしています。
上記のほかに合同納骨塚(庭縁塚)・返還墓所(第1～第3墓園)もあります。詳しくは問い合わせください

■墓碑等の施設制限について

●自由墓所の場合

イ	墓碑等は地盤面から3m以内を標準目標とする
ロ	墓碑等は転倒または沈下しないように基礎固めすること
ハ	盛土は地盤面から50cm以内とし周囲は石材またはコンクリートで土留めすること
ニ	地下基礎は80cm以上とすること
ホ	上屋類の設置はしないこと

●芝生墓所の場合

イ	型・寸法は恵庭市が定めた標準仕様とすること
ロ	材質はみかげ石とすること
ハ	色は白とすること
ニ	植栽はしないこと

※ご注意とお願い

- 使用許可後の区画の変更はできませんので事前に現地を確認しご検討ください。
- また、次の場合には使用許可を取り消すことがあります
- 1. 使用許可を受けた日から3年を経過してもお墓として使用しないとき
 - 2. 墓地以外の目的に使用したとき
 - 3. 墓地の又貸し、または無許可で譲渡したとき
 - 4. 前号のほかに、規則命令に違反したとき
- 墓地を返還し、または使用許可が取り消されたときは、使用権者は直ちに、当該墓地を現状に回復しなければなりません

墓園の事務手続き

○墓園の使用許可を受けた方で、次の場合は必ず手続きをお願いします

	手続き事項	必要書類
1	墓碑等を建立するとき	墓碑等工事着工届、完成届、墓碑等設計図
2	使用権者がなくなった時(承継)	恵庭墓園承継(譲渡)許可申請書、恵庭墓園使用許可証、新しい使用権者の戸籍謄本(旧使用権者との関係を確認できるもの)、新しい使用権者の住民票(本籍地を確認できるもの)
3	墓所を譲渡するとき	2と同様の書類
4	墓所を返還するとき	墓所返還申請書、恵庭墓園使用許可証
5	使用許可証の記載内容に変更があったとき(転居等)	変更事項により異なります。事前にお問い合わせください

※本人が申請手続きできない場合、委任状が必要になります。上記1～4の手続きには、いずれも使用権者本人であることを確認できる書類(運転免許証、マイナンバーカードなど)の提出が必要です

※2、3の手続きで使用権者になることができるのは親族(六親等以内の血族配偶者、三親等以内の姻族)のみです

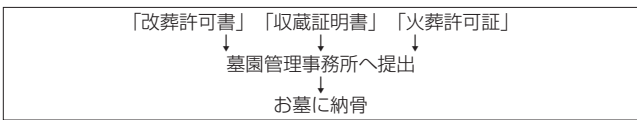
■下島松墓地の移転を実施中です

移転完了に伴い10万円を交付します

■お墓に納骨されるときの手続き

○お骨等の埋葬、改葬するときは次の手続きが必要です

1. 他市町村のお寺や民営墓地からの場合	お寺または管理会社より「収蔵証明書」をもらう ↓ 市町村役場に「収蔵証明書」を持参し「改葬許可書」をもらう
2. 他市町村が管理している墓地からの場合	市町村役場より「改葬許可書」をもらう(印鑑持参)
3. 市内のお寺からの場合	お寺から「収蔵証明書」をもらう
4. 自宅からの場合	火葬したときに受け取っている「火葬許可証」を持参ください(他市町村発行のものでも可)



恵浄殿(火葬場)使用のご案内

住所: 西島松 248-1 ☎ 36-5541

○使用時間 9時～16時

○休館日 1月1日および友引の日

■火葬の申込みおよび受付

火葬の申込みは、下記窓口に死亡届を提出し、火葬の許可を受けてください

○市役所市民課(☎ 33-3131)

受付時間 平日8時45分～17時15分

○市役所守衛室(☎ 33-3131)

受付時間 休日8時45分～17時15分

■火葬場使用料

恵浄殿にて受付時に納入してください

利用区分		単位	金額	
			市民	市民以外
火葬炉	12 歳以上の死体	一体につき	15,000 円	69,000 円
	12 歳未満の死体	一体につき	10,000 円	51,000 円
	死胎	一体につき	7,000 円	34,000 円
	身体の一部	1kg までごとに	2,000 円	
焼却炉	袍衣・産わい物	1kg までごとに	600 円	

※火葬炉の使用料には、待合室の使用分を含みます